

認定園のメリットとは

- ★ 県主催の各種研修会や交流会への参加ができます。
- ★ 自然体験や安全管理の専門指導者を県から派遣します。
- ★ 自然保育ポータルサイト「信州やまほいくの郷」に開設されている各園のページで活動内容をアピールできます。
- ★ 「長野県森林づくり県民税」を活用した活動フィールド等整備のための補助等があります。
- ★ 公的支援を受けていない園への人件費の助成があります。



このような県主催の各種研修会・交流会を行っています

保育者や認定園等が自然保育への理解を深め、保育の質の向上を図るため研修会を行っています。

1 信州やまほいく研修交流会

自然体験活動を専門とする講師を招き、フィールドでの現場研修や研修者の交流などを行います。

2 信州やまほいく推進研修会

専門の研究者から自然保育についての理念や実践例など学ぶ、オンラインの講演会等です。

3 研修希望園等による【応募型研修】

研修希望園へ県が選定した講師を派遣し、保育現場で行う研修です。

4 県指定園における【受入型研修】

県が指定する認定園で研修希望者が一日、自然保育の体験をする研修です。



自然保育のお問合せ

長野県県民文化部 こども若者局 こども・家庭課 まで

〒380-8570 長野県大字南長野字幅下692-2
TEL: 026-235-7147 (直通) FAX: 026-235-7390
Email: katei-shien@pref.nagano.lg.jp



しあわせ信州

これは、信州やまほいく（信州型自然保育）普及のためのリーフレットです。（2023年4月発行）

信州型自然保育認定制度



信州やまほいく認定制度

豊かな自然と温かな地域の中で、
子どもたちの“生きる力”を育むために



信州型自然保育ポータルサイト

信州やまほいくの郷



www.shizenhoiku.jp

- ★ 「信州やまほいく」各認定園の検索
- ★ 認定各園の保育事例集
- ★ 各種情報・研修等のご案内

信州型自然保育（信州やまほいく）制定の願いとは

長野県の面積は全国4位の広さがあり、その8割が森林です。四季を彩る豊かな緑、おいしい空気、あまたの水脈、美しい山々は豊かな恵みをもたらします。

「信州の恵まれた自然環境を生かし、子どもたちが本来持っている自ら学び成長する力を育んでほしい」という願いから『信州型自然保育（信州やまほいく）認定制度』が創設されました。信州型自然保育（信州やまほいく）認定制度は、県内の保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等、あらゆる園種を対象にしています。『信州やまほいく』は、改訂保育所保育指針、改訂幼稚園教育要領、改訂認定こども園教育・保育要領と同じ方向を向いて、自然を取り入れた主体的な活動を行っています。

『信州やまほいく』が目指していること 子どもたちに多様で豊かな直接体験を

『信州やまほいく』は豊かな自然環境や地域資源を積極的に活用した様々な体験活動によって、子どもの感覚が豊かに刺激され、子どもの主体性、創造性、社会性、協調性等が生まれ、心身ともに健康的に成長することを目指します。

『信州やまほいく』は山だけではありません

『信州やまほいく』という愛称をつけていますが、山がなければ認定されない制度ではありません。子どもたちが立ち止まって自然を感じ「あれ、ふしぎだな」「なんだろう」と小さな変化に気付く、そうした環境は山に限っていません。例えば、四季の移ろいの中で彩を変える木々の葉や街中に咲く小さな花、雨音にも自然を感じる事ができます。子どもたちは自然とのふれあいで好奇心や探求心を広げていきます。

子ども同士の関わりを大切にしながら 大人は子どもの育ちを温かく見守ります

大人（保育者）がすぐ結論を出さず、子どもたちの関わりを見守ることも『信州やまほいく』の大きな要素です。子どもの気持ちを汲み取りながら見守ることで、子どもたちは安心して自分から友達と関わり相手の気持ちを考えて行動するようになります。

失敗してもそれを受け止めてもらい、嬉しいことは一緒になって喜んでくれる、あれこれ試行錯誤している姿を見守り認めてもらう。

大人が温かく見守る環境の中から自分に自信を持ち、お互いを考えられるようになっていきます。



子どもたちの『やりたい』に応えるために

野山を走れば時には転んでしまうことがあります。山や森の動植物の中には気を付けなければならないものもあります。しかし、危険だからといってすべてをやめてしまうのではなく、子どもが「やりたい」と思う意欲や挑戦する心を大切にします。保育者は、子どもの目線で下見をし、安全に活動できる環境を整え、子どもたちの「やりたい」気持ちに応えます。各園では、屋外等での体験活動についての安全マニュアルを整えています。

認定区分と認定基準

（2つの認定区分と自然保育の質を重視する24基準を設定）

★特化型認定園

質、量ともに自然保育に重点を置いて取り組んでいる園

【特化型の主な認定基準】

- ★一週間で合計15時間以上、屋外を中心とした体験活動が行われている。
- ★通算2年以上の自然体験活動の指導経験がある常勤保育者が半数以上いる。
- ★安全管理の専門講習を受講した常勤保育者がいる。

2つの区分に共通する主な認定基準

- ★屋外での子どもの自然体験活動が、毎月計画的に実施されている。
- ★屋外での子どもの自然体験活動に使用できる場所が園庭以外にあり、優先的に使用できる。
- ★自然体験活動に関する外部の研修会等に参加した常勤保育者がいる。
- ★対外的に自然体験活動に関する事例発表等を行った常勤保育者がいる。
- ★屋外での体験活動時には、安全管理に十分配慮した保育者の配置体制をとっている。安全管理マニュアル等が作成され対処方法が定められている。

基準は、特化型が24項目、普及型が22項目あります。

★普及型認定園

他のプログラムと一緒に自然保育にも積極的に取り組んでいる園

【普及型の主な認定基準】

- ★一週間で合計5時間以上、屋外を中心とした体験活動が行われている。

認定の手続き（年1回）

申請できる園

- ★認可保育所
- ★認可幼稚園
- ★認定こども園
- ★認可外保育施設等

※申請者の法人格は問いません。

運営形態や保育内容の違いに応じて2つの認定区分から選んで申請を検討

所定の申請書類を作成して知事に提出

申請受理した園の現地調査と審査

特化型又は普及型の認定証を交付

認定を受けた園は

- ★県が主催する研修会や関連事業等に参加するよう努めてください。
- ★自然保育のPRにご協力ください。
- ★活動の記録と公開に努め保育の「見える化」にご協力ください。
- ★前年度の活動報告書を毎年度提出してください。
- ★5年ごと認定を更新することができます。